

横須賀市報

第 1908 号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目 次

規 則

- ◇サービス等提供規則中一部改正..... 15471
- ◇コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則..... ”
- ◇コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則..... ”

告 示

- ◇指定障害福祉サービス事業者の指定について..... ”
- ◇指定自立支援医療機関の指定について..... 15472
- ◇指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について..... ”
- ◇指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退について..... ”
- ◇除却広告物等の保管について..... ”
- ◇放置自転車等の移動について..... ”
- ◇道路区域変更及び供用開始について..... 15473

公 告

- ◇介護保険料納入通知書の公示送達..... 15474
- ◇介護保険料の督促状の公示送達..... ”
- ◇国民健康保険料の変更通知書の公示送達..... ”
- ◇国民健康保険料の督促状の公示送達..... ”
- ◇後期高齢者医療保険料の督促状の公示送達..... ”
- ◇都市公園法の規定による公募設置等指針について..... ”
- ◇都市公園法の規定による公募設置等計画の提出の受付け及び指定管理者の公募について..... ”
- ◇地域計画の策定について..... 15475
- ◇建築基準法に基づく指定道路の一部の廃止について..... ”
- ◇都市公園の区域及び面積の変更について..... ”
- ◇農用地利用集積計画について..... ”

上下水道局告示

- ◇指定給水装置工事事業者の指定について..... 15476
- ◇指定給水装置工事事業者の事業の廃止について..... ”
- ◇指定下水道工事店の指定辞退について..... 15477

議 会 規 程

- ◇横須賀市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程中一部改正..... ”

教育委員会告示

- ◇教育委員会定例会の招集について..... ”

選挙管理委員会告示

- ◇選挙権を有する方の50分の1、3分の1及び6分の1の数について..... ”
- ◇公職選挙法令執行規程中一部改正..... ”

正 誤

規 則

横須賀市規則第4号 (令和7年3月24日) (掲 示 済)

サービス等提供規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月24日

横須賀市長 上地 克 明

サービス等提供規則の一部を改正する規則

サービス等提供規則（平成12年横須賀市規則第2号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（手続の特例）

2 第4条及び第5条の規定にかかわらず、横須賀市通学用定期券交付の申請及び決定通知の手続については、別に定めるところによる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第5号

コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

令和7年3月25日

横須賀市長 上地 克 明

コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

の施行期日を定める規則

コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（令和5年横須賀市条例第11号）の施行期日は、令和7年4月1日とする。

横須賀市規則第6号

コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

令和7年3月25日

横須賀市長 上地 克 明

コミュニティセンター条例等の一部を改正する条

例の施行期日を定める規則

コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例（令和6年横須賀市条例第17号）第2条の規定の施行期日は、令和7年4月1日とする。

告 示

横須賀市告示第30号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次に掲げる者を指定障害福祉サービス事業者として指定しました。

令和7年3月25日

横須賀市長 上地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和7年 3月1日	カイトケア	横須賀市浦賀丘3丁目9番13号	居宅介護	横須賀市浦賀丘三丁目9番13号 株式会社スリーサークル 代表取締役 高 田 許 子
同	カイトケア	横須賀市浦賀丘3丁目9番13号	重度訪問介護	横須賀市浦賀丘三丁目9番13号 株式会社スリーサークル 代表取締役 高 田 許 子

同	B l u e S k y 衣笠	横須賀市小矢部 1 丁目21 番 2 号	共同生活援助	横浜市中区桜木町一丁目 101 番地 1 クロスゲート 7 階 株式会社青空横浜 代表取締役 筑 前 延 幸
---	-----------------------	-------------------------	--------	---

横須賀市告示第31号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123 号）第54条第 2 項の規定により、次に

掲げる医療機関を指定自立支援医療機関として指定しました。
令和 7 年 3 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地	区 分	自立支援医療の種類
令和 7 年 3 月 1 日	クリタ調剤薬局 米が浜店	横須賀市米が浜通 1 丁目 3 番 25 号	薬局	育成医療及び更生医療
同	ミトミ薬局	横須賀市汐見台 2 丁目 2 番 1 号	薬局	育成医療及び更生医療
同	わかば薬局 おおやべ店	横須賀市大矢部 2 丁目 8 番22号	薬局	育成医療及び更生医療
同	ルナ薬局 北久里浜店	横須賀市根岸町 3 丁目 3 番 3 号	薬局	育成医療及び更生医療
同	訪問看護リハビリステーションw i t h	横須賀市西浦賀 5 丁目20番 6 号	薬局	育成医療及び更生医療
同	日本調剤 久里浜薬局	横須賀市久里浜 5 丁目17番 8 号	薬局	育成医療及び更生医療
同	薬樹薬局 久里浜	横須賀市久里浜 5 丁目17番 9 号	薬局	育成医療及び更生医療

横須賀市告示第32号

児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第 6 条の 2 第 2 項の規定により、次に掲げる者を指定小児慢性特定疾病医療機関として指定しました。

令和 7 年 3 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	名 称	所 在 地
令和 7 年 3 月 1 日	日本調剤久里浜薬局	横須賀市久里浜 5 丁目17番 8 号
同	薬樹薬局 久里浜	横須賀市久里浜 5 丁目17番 9 号
同	なの花薬局久里浜店	横須賀市久里浜 5 丁目14番14号

横須賀市告示第33号

児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第19条の15の規定により、次に掲げる医療機関から指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退がありました。

令和 7 年 3 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

辞退年月日	名 称	所 在 地
令和 7 年 2 月28日	横須賀市立うわまち病院	横須賀市上町 2 丁目36番地
同	薬樹薬局 うわまち	横須賀市上町 2 丁目20番地高梨ビル 1 階

横須賀市告示第34号

屋外広告物法（昭和24年法律第 189 号）第 8 条第 1 項の規定

により、次のとおり広告物等を保管しました。

保管した広告物等に係る保管広告物等一覧簿は、横須賀市都市部まちなみ景観課において告示の日の翌日から起算して 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 7 年 3 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 広告物等の名称又は種類等

広告物等の名称又は種類	広告物等の数量	広告物等が放置されていた場所	除 却 年月日	保 管 期 間
はり札等	1	芦名 1 丁目地内	令和 7 年 2 月 3 日から同月 28 日まで	告示の日の翌日から起算して 2 週間
立看板等	8	湘南鷹取 2 丁目、西浦賀 3 丁目及び久里浜台 2 丁目地内		

2 保管場所

横須賀市武 3 丁目22番 1 号

3 返還を受ける方法

(1) 返還場所及び返還日時

返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。

(2) 持参するもの

受領書、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑

4 問い合わせ先

横須賀市都市部まちなみ景観課

横須賀市告示第35号

自転車等の放置防止に関する条例（平成 3 年横須賀市条例第 29号）第10条第 2 項及び第 4 項並びに第28条第 2 項の規定に基づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。

令和 7 年 3 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 移動年月日等

移 動 年 月 日	移動した自転車等の台数		自転車等が放置されていた場所	保 管 場 所
	自 転 車	原動機付自転車及び普通自動車二輪車		

令和 7 年 2 月 3 日から 同月28日まで	台 39	台 0	追浜駅周辺自転車等放置禁止区域	浦郷町自転車等保管所 横須賀市浦郷町 3 丁目48番地
同	1	0	京急田浦駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	23	1	横須賀中央駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町 2 丁目 1 番地
同	0	1	堀ノ内駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	3	0	衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町 4 丁目 4 番地
同	1	0	京急大津駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町 2 丁目 1 番地
同	3	0	浦賀駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	10	1	久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町 4 丁目 4 番地
同	0	1	Y R P 野比駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	2	0	京急長沢駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	14	2	追浜本町 2 丁目、浦郷町 5 丁目、東逸見町 3 丁目、汐入町 2 丁目、平成町 2 丁目・ 3 丁目、望洋台、公郷町 3 丁目、平作 5 丁目、大矢部 3 丁目、池田町 5 丁目、内川 2 丁目、長井 1 丁目・ 3 丁目及び芦名 2 丁目地内の道路	同
同	1	0	横須賀駅第 1 自転車等駐車場	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町 2 丁目 1 番地
同	1	0	北久里浜駅第 1 自転車等駐車場	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町 4 丁目 4 番地

- 2 保管期間
自転車等を移動した日の翌日から起算して 2 箇月間
- 3 返還を受ける方法
- (1) 返還場所
返還を受けようとする自転車等の保管場所
- (2) 返還日時
月曜日から土曜日までの午前11時から午後 7 時まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178 号）に規定する休日を除きます。
- (3) 移動費用
自転車 1 台につき 2,500円
原動機付自転車及び普通自動二輪車 1 台につき 5,000円
- (4) 持参するもの
自転車等のかぎその他当該自転車等の利用者等であること

とを証明するもの及び印鑑

4 保管期間経過後の自転車等の措置
保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。

5 問い合わせ先
横須賀市建設部土木計画課
~~~~~

横須賀市告示第36号  
道路区域変更及び供用開始に関する告示  
道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和 7 年 3 月25日からその供用を開始します。  
その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。  
令和 7 年 3 月25日

| 横須賀市長 上 地 克 明 |     |                                            |             |              |
|---------------|-----|--------------------------------------------|-------------|--------------|
| 路 線 名         | 旧新別 | 区 間                                        | 敷 地 の 幅 員   | 延 長          |
| 145           | 旧   | 浦郷町 4 丁目40番の17地先から<br>浦郷町 3 丁目49番の 4 地先まで  | メートル<br>2.9 | メートル<br>41.0 |
|               | 新   | 浦郷町 4 丁目40番の17地先から<br>浦郷町 3 丁目49番の 4 地先まで  | 2.9～ 5.1    | 41.0         |
| 346           | 旧   | 田浦大作町 129 番の 2 地先から<br>田浦大作町 133 番の 5 地先まで | 1.3～ 1.6    | 39.6         |
|               | 新   | 田浦大作町 129 番の 2 地先から<br>田浦大作町 133 番の 2 地先まで | 1.6～ 2.5    | 39.6         |
| 3,523         | 旧   | 林 2 丁目1323番の 1 地先から<br>林 2 丁目1299番の 1 地先まで | 1.8         | 30.1         |

|   |                                            |          |      |
|---|--------------------------------------------|----------|------|
| 新 | 林 2 丁目1323番の 1 地先から<br>林 2 丁目1299番の 1 地先まで | 1.8～ 2.9 | 30.1 |
|---|--------------------------------------------|----------|------|

公 告

横須賀市公告第53号

(令和 7 年 3 月14日)  
掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年 3 月14日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度     | 科 目        | 備 考                           |
|---------|------------|-------------------------------|
| 令和 6 年度 | 介護保険料納入通知書 | 1 月分の納期限は、令和 7 年 3 月31日に変更する。 |

(別紙略)

横須賀市公告第54号

(令和 7 年 3 月14日)  
掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年 3 月14日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度     | 種 別       | 月 別    | 発付年月日         |
|---------|-----------|--------|---------------|
| 令和 6 年度 | 介 護 保 険 料 | 11 月 分 | 令和 6 年12月27日  |
|         |           | 12 月 分 | 令和 7 年 1 月31日 |

(別紙略)

横須賀市公告第55号

(令和 7 年 3 月14日)  
掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年 3 月14日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度     | 科 目          | 備 考 |
|---------|--------------|-----|
| 令和 6 年度 | 国民健康保険料変更通知書 | 減額分 |

(別紙略)

横須賀市公告第56号

(令和 7 年 3 月14日)  
掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年 3 月14日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度 | 種 別 | 月 別 | 発付年月日 |
|-----|-----|-----|-------|
|-----|-----|-----|-------|

|         |         |        |               |
|---------|---------|--------|---------------|
| 令和 6 年度 | 国民健康保険料 | 11 月 分 | 令和 6 年12月27日  |
|         |         | 12 月 分 | 令和 7 年 1 月31日 |

(別紙略)

横須賀市公告第57号

(令和 7 年 3 月14日)  
掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第 112 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年 3 月14日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度     | 種 別        | 月 別    | 発付年月日         |
|---------|------------|--------|---------------|
| 令和 6 年度 | 後期高齢者医療保険料 | 12 月 分 | 令和 7 年 1 月31日 |

(別紙略)

横須賀市公告第58号

(令和 7 年 3 月14日)  
掲 示 済

大矢部みどりの公園における公募対象公園施設及び当該公募対象公園施設周辺の特定公園施設の設置及び管理を行う者を公募するため、都市公園法（昭和31年法律第79号）第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき、公募設置等指針を定めたので、同条第 7 項の規定により公告します。

令和 7 年 3 月14日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市公告第59号

(令和 7 年 3 月14日)  
掲 示 済

大矢部みどりの公園の公募対象公園施設の設置又は管理を行う者を公募するため、令和 7 年 7 月18日から同年 8 月 8 日まで都市公園法（昭和31年法律第79号）第 5 条の 3 第 1 項の規定に基づく公募設置等計画の提出を受け付けます。併せて、都市公園条例（昭和34年横須賀市条例第18号）第 5 条の規定に基づき、次のとおり指定管理者を公募します。

令和 7 年 3 月14日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

| 名 称       | 所 在 地          |
|-----------|----------------|
| 大矢部みどりの公園 | 横須賀市大矢部 2 丁目地内 |

- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲  
都市公園条例第 4 条、第12条及び別表第 2 に定めるもののほか、詳細については、協議の上別に定めます。
- 3 申請者の資格要件  
法人その他の団体
- 4 指定期間  
令和10年 4 月 1 日から都市公園法第 5 条の 5 第 1 項の規定により認定を受けた公募設置等計画の有効期間の末日まで
- 5 申請方法
- (1) 申請書の配布場所及び申請場所
- ア 申請書の配布場所  
横須賀市のホームページに掲載  
<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/sangyo/koen/seibi/index.html>
- イ 申請場所  
横須賀市建設部公園管理課
- (2) 提出書類

- ア 申請書  
イ 事業計画書  
ウ 都市公園条例施行規則（昭和34年横須賀市規則第13号）第 2 条第 2 項に規定する図書等
- (3) 申請期間  
令和 7 年 7 月18日から同年 8 月 8 日までの午前 9 時から午後零時まで及び午後 1 時から午後 5 時まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178 号）に定める休日を除きます。
- (4) 説明会の日時及び場所  
説明会の参加申込をした者と個別に協議の上決定します。
- (5) 提出方法  
持参
- (6) 問い合わせ先  
横須賀市建設部公園管理課  
詳細は、横須賀市のホームページに掲載  
<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/sangyo/koen/seibi/index.html>

横須賀市公告第60号  
農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第 1 項の規定により、次の区域に係る地域計画を定めたため、同条第 8 項の規定により公告します。  
令和 7 年 3 月25日  
横須賀市長 上 地 克 明  
地域計画を定めた区域  
北下浦地区、長井地区、武山地区及び大楠地区の農業振興地域

~~~~~

横須賀市公告第61号
建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 2 項の規定による指定道路の一部を次のとおり廃止しました。
その関係図面は、横須賀市都市部建築指導課において縦覧に供します。
令和 7 年 3 月25日
横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	道路廃止地名地番	地 目	幅 員	延 長	申請者の住所及び氏名
令和 7 年 3 月 7 日	横須賀市田浦町 4 丁目36番 7 38番 3 4 の各一部	鉄道用地 公衆用道路	メートル 4.00	メートル 60.88	福岡県北九州市小倉北区古船場町 5 番33 号 株式会社ブイハウス 代表取締役 田 中 雅 顕

~~~~~

横須賀市公告第62号 (令和 7 年 3 月25日) 掲 示 済  
都市公園条例（昭和34年横須賀市条例第18号）第 2 条の規定により、次の都市公園の区域及び面積を変更し、令和 7 年 3 月25日からその供用を開始します。  
令和 7 年 3 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

| 名 称       | 位置（代表地番）          | 区 域    | 面 積              |                  |
|-----------|-------------------|--------|------------------|------------------|
|           |                   |        | 変更前              | 変更後              |
| 平和中央公園    | 横須賀市深田台 19番 1     | 別図のとおり | 平方メートル<br>40,518 | 平方メートル<br>40,522 |
| 池田 6 丁目公園 | 横須賀市池田町 6 丁目55番 1 | 別図のとおり | 2,524            | 1,830            |
| 武 3 丁目都市林 | 横須賀市武 3 丁目4154番   | 別図のとおり | 122,277          | 122,523          |
| 長坂緑地      | 横須賀芦名 3 丁目1460番   | 別図のとおり | 778,306          | 782,598          |

(別図略)

~~~~~

横須賀市公告第63号
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第56号）附則第 5 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同項の規定により公告します。
その農用地利用集積計画は、横須賀市農業委員会事務局において縦覧に供します。
令和 7 年 3 月25日
横須賀市長 上 地 克 明

記の 1

1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市芦名 2 丁目1306番 1 及び1307番 1

2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
逗子市久木 4 丁目14番27号
松 井 竜 二

3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市芦名 2 丁目13番20号
高 橋 吉 蔵

記の 2

1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在

横須賀市長井 1 丁目 508 番

2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
逗子市桜山 7 丁目 4 番21号
吉 江 博 巳

3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長井 1 丁目 4 番24号
中 原 毅 夫

記の 3

1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市佐島 2 丁目1122番

2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
逗子市桜山 7 丁目 4 番21号
吉 江 博 巳

3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市芦名 1 丁目29番 7 号
武 藤 収

記の 4

1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市佐島 3 丁目1241番

2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
逗子市桜山 7 丁目 4 番21号
吉 江 博 巳

3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市佐島 3 丁目 2 番22号
福 本 松 枝

記の 5

1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長井 1 丁目1304番

2 利用権の設定を受ける者の所在地、名称及び代表者名
横須賀市長井 1 丁目18番56号
特定非営利活動法人いずみ
理事長 新 田 統 之

3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長井 3 丁目11番 9 号
嘉 山 悦 子

記の 6

1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長井 3 丁目3089番 1 及び3118番

2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名

- 横須賀市林 4 丁目 5 番 1 号
岩 沢 清

3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長井 3 丁目 3 番 2 号
岸 則 泰

記の 7

1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長井 4 丁目3593番 4

2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長井 3 丁目12番 9 号
久保木 トシ子

3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長井 5 丁目33番27号
飯 盛 弘 和

記の 8

1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長井 4 丁目3615番

2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長井 3 丁目34番 1 号
亀 本 智

3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長瀬 1 丁目14番14号
今 村 まち子

記の 9

1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長井 4 丁目3595番 2

2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長井 3 丁目 6 番19－ 3 号
長 瀬 崇 也

3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長井 3 丁目34番12号
青 木 和 人

記の10

1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長井 4 丁目3609番 3

2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長井 3 丁目 6 番19－ 3 号
長 瀬 崇 也

3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長井 3 丁目 3 番 2 号
岸 則 泰

記の11

1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長井 4 丁目3579番 4

2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長井 3 丁目37番 3 号
齋 藤 真 吾

3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長井 5 丁目 7 番 2 号
八 木 正 善

記の12

1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長井 6 丁目4393番 1 及び4396番 1

2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名

- 横須賀市長井 3 丁目37番 3 号
齋 藤 真 吾

3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長井 3 丁目38番14号
秋 本 春 美

記の13

1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市林 5 丁目1207番

2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市林 2 丁目14番 8 号
田 中 博 明

3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市西逸見町 2 丁目 4 番地
安 田 さゆり

記の14

1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市林 5 丁目1252番

2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市林 2 丁目15番 3 号
鈴 木 秀 幸

3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市佐原 3 丁目22番13号
岸 孝 幸

記の15

1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長坂 4 丁目1745番 1 及び1747番 1

2 利用権の設定を受ける者の所在地、名称及び代表者名
横須賀市芦名 2 丁目1717番地
株式会社バンブーグラス
代表取締役 眞 中 泰 行

3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長坂 4 丁目17番 5 号
雙 葉 薫

記の16

1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市芦名 1 丁目 346 番 1

2 利用権の設定を受ける者の所在地、名称及び代表者名
横須賀市芦名 2 丁目1717番地
株式会社バンブーグラス
代表取締役 眞 中 泰 行

3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市芦名 1 丁目14番 7 号
高 橋 和 重

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第10号
横須賀市水道事業給水条例（昭和33年横須賀市条例第24号）
第11条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者
を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。
令和 7 年 3 月25日
横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	給水装置工事事業者名	代 表 者 名	所 在 地	指定年月日	有効期限
680	有限会社豊瀬設備	豊 瀬 雄 二	横浜市泉区岡津町1297番地 8	令和 7 年 3 月 3 日	令和12年 3 月 2 日

横須賀市上下水道局告示第11号
指定給水装置工事事業者規程（平成10年横須賀市水道企業管
理規程第11号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる指定
給水装置工事事業者から給水装置工事の事業を廃止した旨届出
がありました。

令和 7 年 3 月25日
横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	給水装置工事事業者名	代 表 者 名	所 在 地	届 出 年 月 日
41	中台工業株式会社	佐 藤 朗	横須賀市鴨居一丁目13番 1 号	令和 7 年 2 月25日

横須賀市上下水道局告示第12号

指定下水道工事店条例（平成12年横須賀市条例第45号）第 7 条の規定に基づき、次のとおり指定下水道工事店の指定を辞退

する旨届出がありました。

令和 7 年 3 月25日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	工 事 店 名	代 表 者 名	所 在 地	届 出 年 月 日
須93	中台工業株式会社	佐 藤 朗	横須賀市鴨居一丁目13番 1 号	令和 7 年 2 月25日

議 会 規 定

横須賀市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和 5 年 3 月31日制定）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月24日（令和 7 年 3 月24日）
掲 示 済

横須賀市議会議長 大 野 忠 之

第 3 条第 6 号中「保険者番号及び加入者等記号・番号」を「加入者等記号・番号等」に改め、同条第 7 号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第 8 号中「保険者番号及び被保険者記号・番号」を「被保険者記号・番号等」に改め、同条第10号中「に規定する」を「の」に改め、「番号」の次に「又は同法第95条の 2 第 2 項第 1 号の免許情報記録の番号」を加え、同条第11号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第14号中「保険者番号及び被保険者番号」を「被保険者番号等」に改める。

第 4 条第 1 号エ中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第 5 条第 1 項第 3 号中「保有個人情報」を「議会に対する行為による保有個人情報（議会局の職員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。）」に改め、同条第 2 項第 2 号中「保有個人情報」の次に「（前項第 3 号に掲げる事態については、同号に規定する個人情報を含む。）」を加える。

第 8 条第 8 項第 1 号列記以外の部分及び第 2 号中「又は報酬、福利厚生に関する事項その他」を「若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又は」に改める。

第10条第 1 項第 1 号中「、健康保険の被保険者証」を削る。

第11条の見出し中「等の通知」を「の際に通知すべき事項」に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

教 育 委 員 会 告 示

横須賀市教育委員会告示第 3 号（令和 7 年 3 月 3 日）
掲 示 済

横須賀市教育委員会定例会を次のとおり招集します。

令和 7 年 3 月 3 日

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

- 1 日時 令和 7 年 3 月 6 日午後 3 時30分
- 2 会議開催の場所 横須賀市役所正庁
- 3 会議に付議すべき事項
 - (1) 教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規則等中改正等について
 - (2) 職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける教育職員の給料の切替えに関する規則廃止について
 - (3) 横須賀市教育委員会傍聴人規則中改正について
 - (4) 市立学校職員の勤務時間に関する規程中改正について
 - (5) 横須賀市いじめ等課題解決専門委員会委員の委嘱について

選挙管理委員会告示

横須賀市選挙管理委員会告示第 4 号（令和 7 年 3 月 3 日）
掲 示 済

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第 1 項及び第75条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する方の総数の50分の 1 の数、地方自治法第76条第 1 項、第80条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162 号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する方の総数の 3 分の 1 の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第11項及び第 5 条第 15項に規定する選挙権を有する方の総数の 6 分の 1 の数は、次のとおりです。

令和 7 年 3 月 3 日

横須賀市選挙管理委員会

委員長 山 口 道 夫

- 1 選挙権を有する方の総数の50分の 1 の数 6,516人
- 2 選挙権を有する方の総数の 3 分の 1 の数 108,599人
- 3 選挙権を有する方の総数の 6 分の 1 の数 54,300人

横須賀市選挙管理委員会告示第 5 号（令和 7 年 3 月 3 日）
掲 示 済

公職選挙法執行規程（昭和30年横須賀市選挙管理委員会告示第25号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 3 日

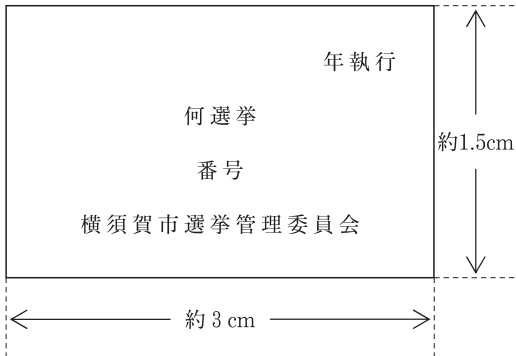
横須賀市選挙管理委員会

委員長 山 口 道 夫

第 1 号様式の 5 中「自動車船舶用表示板」を「自動車・船舶用表示板」に、「自動車、船舶用表示板」を「自動車・船舶用表示板」に改める。

第 2 号様式の 3 を次のように改める。

第 2 号様式の 3（第 6 条の 2 第 1 項関係）（選挙運動用ビラ証紙）



備考

- 1 文字は、黒色とする。
- 2 地模様及びその色は、その都度定める。

附 則
この規程は、告示の日から施行する。

正 誤

令和 7 年 2 月25日付け横須賀市報第1906号 15463 ページ横須賀市公告第46号中「肥田武雄」は「肥田武義」の誤り